

鹿児島県総合体育センター職員派遣事業実施要項

1 目的

県立学校，市町村教育委員会及び教育事務所が行う学校体育や社会体育の研修会等に，要請に応じて職員を派遣することにより，学校体育の授業改善や教員の資質能力の向上を図るとともに，スポーツ・レクリエーション活動等の振興を図る。

2 実施期間

1年間を通して実施

※ 県総合体育センター事業等の関係で実施できない場合があります。

3 対象となる研修会等

- (1) 県立学校の校内研修会
- (2) 市町村教育委員会，教育事務所が実施する研修会
- (3) 各市町村や各地区の任意の研究団体が行う研究会等
- (4) スポーツ推進委員研修会やスポーツ講座等，社会体育関係団体が行う諸活動
- (5) その他

4 対応できる研修会等の内容

- (1) 学習指導要領の趣旨に基づく体育・保健体育授業の在り方（理論面）
- (2) 各運動領域における指導法と授業づくりの実際（実技面）
- (3) ニュースポーツ指導やレクリエーション活動等

5 講師派遣申請の手続き

申請者	手続きの流れ	申請書の送付
講師派遣様式 1 県立学校長 教育事務所長 その他の団体の長 （任意の研究団体等） 社会体育関係団体の長	各所属 ↓ 県総合体育センター	○ 申請者は，講師派遣申請書を 2部作成 し，県総合体育センターに提出する。 ○ 県総合体育センターは，申請承認後，申請した団体等の長に申請書1部を送付し，1部を保管する。
講師派遣様式 2 市町村教育委員会教育長 【市町村教育委員会が実施する研修会等に，職員派遣を要請する場合】	市町村教育委員会 ↓ 当該教育事務所 ↓ 県総合体育センター	○ 申請者は，講師派遣申請書を 3部作成 し，当該教育事務所に提出する。 ○ 教育事務所は，講師派遣申請書3部を県総合体育センターに提出する。 ○ 県総合体育センターは，申請承認後，市町村教育委員会及び教育事務所に各1部を送付し，1部を保管する。 ※ 鹿児島市教育委員会は，講師派遣申請書を2部作成し，県総合体育センターに提出する。

6 留意事項

- (1) 派遣希望日の3週間前までに，県総合体育センターへ申請者が連絡をする。
- (2) 講師派遣申請書については，県総合体育センターの様式（ホームページに掲載）に基づいて作成し，ファクシミリで送信する。県総合体育センターの担当者との内容等について打合せを行った後，原本を提出する。
- (3) 県総合体育センター職員の派遣に係る旅費は，当方（県総合体育センター）負担とする。